

会 員 規 約

第1条（総則）

この会員規約(以下「本規約」といいます)は、社団法人全国賃貸住宅経営協会 東京本部インターネット事業本部(以下「当協会」といいます)が企画運営する WEB サイトらんどロード及び関連サービス(以下「本サービス」)を会員が利用する際の一切の關係に適用されます。会員は入会にあたり、本規約及び付随する規約を承諾したものとみなします。

第2条（定義）

この会員規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

- (1)「WEB サイトらんどロード及び関連サービス」とは、当協会が企画運営する WEB サイトらんどロード内で提供するシステム・コンテンツ、及び当協会と協力または提携關係にある者が運営するサイトをいいます。
- (2)「会員」とは、所定の入会手続きを行い、当協会が入会を承認した者をいいます。また、会員は所定の利用料金等を継続して支払うものとします。
- (3)「付随する規約」とは、不動産広告発信システムに関する利用規約をいいます。

第3条（本規約の変更）

1. 当協会は、会員の承諾を得ることなく、本規約及び付随する規約を変更できるものとします。この場合、直ちに変更後の規約が適用されるものとします。
2. 前項の変更は、当協会が適当と判断する方法で会員に通知するものとします。

第4条（入会の承認）

当協会は、原則として次の各号の要件を満たす場合に、入会を承認するものとします。ただし、入会申込み時の内容によっては、入会を承認しないことがあります。

- (1)当協会所定の手続きにより入会を申込み、必要書類を提出の上、所定の利用料金等を支払うこと。
- (2)貸家を所有する家主、又は宅地建物取引業の免許を有し、かつ、現に業として営んでいること。
- (3)行政・司法処分中、及び聴聞の公告・告示がなされていないこと、又は処分終了後、1年以上経過し、業務改善が認められること。
- (4)再入会の場合、当協会との過去の取引において、支払状況、掲載内容等に問題が無かったこと。
- (5)入会にあたり、当協会の判断において特に問題無いと認められること。

第5条（会員の遵守事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる法令、その他關係法令、及び当協会が定める規約等を遵守するものとし、これらに変更があった場合には、変更後のものを遵守するものとします。

- (1)事業者は宅地建物取引業法
- (2)不当景品類及び不当表示防止法
- (3)不動産の表示に関する公正競争規約
- (4)不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
- (5)個人情報保護に関する法律

第6条（会員の届出義務）

会員は、次の各号に該当した場合は、速やかに書面をもって当協会に届け出るものとします。

- (1)商号又は名称、代表者氏名、事業所の所在地、免許証番号等、当協会届け出の内容に変更が生じた場合。
- (2)合併、営業譲渡、解散、廃業等の形態変更、及び店舗等の統廃合がなされる場合。

- (3) 民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、破産手続き開始等の申立てを行った場合。
- (4) 行政処分、司法処分、聴聞等の公告・告示を受けた場合。

第7条（会員の禁止行為）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者、もしくは当協会の著作権その他権利を侵害する行為。
- (2) 他の会員、第三者、もしくは当協会の財産、プライバシーを侵害する行為。
- (3) 他の会員、第三者、もしくは当協会に不利益または損害を与える行為。
- (4) 第5条（会員の遵守事項）の各号に掲げる法令、その他関係法令に違反、又は違反する恐れのある行為。
- (5) 犯罪的行為、または犯罪行為に結びつく行為。
- (6) 公序良俗に反する行為。
- (7) 問合せに対する節度を外した営業行為、及び故意に返答を行わない行為。
- (8) 事実と反する（実在しない物件、成約済み物件、虚偽物件等）情報を登録する行為。
- (9) 本サービスでの情報公開について、売主・貸主・物業者からの承諾を取らずに物件を登録する行為。
- (10) 本サービスの運営を妨げる行為。

第8条（会員資格の取消し）

会員が次の各号に該当した場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を取消することができるものとします。

- (1) 第7条（会員の禁止行為）の行為を行った場合。
- (2) 個人情報保護に関する法律第4章（個人情報取扱事業者の義務等）に違反した場合。
- (3) 宅地建物取引業法に基づく行政官庁の処分、聴聞の公告・告示を受けた場合。
- (4) 仮処分、仮差押、差押、競売、公租公課滞納処分等を受けた場合、又は民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、破産手続き開始等の申立てを行った場合。
- (5) 当協会への申告、届け出に虚偽の内容があった場合。
- (6) 利用料金等、債務の履行遅延、不履行があった場合。
- (7) 当協会の業務改善要求に対して、業務改善が認められないと判断された場合。
- (8) 会員であることが当協会の利益、又は信用を損なう等、適当でないと判断された場合。
- (9) 本規約及び付随する規約に違反した場合。

第9条（退会）

- 1. 会員は、退会を希望する場合は、退会希望月の1ヶ月前までに所定の書式にて届け出るものとし、最終利用月の月末をもって退会するものとします。
- 2. 会員は、本サービスの利用を一時中止する場合は、前項の退会手続きをとるものとします。また、退会後の再入会の際は、改めて所定の入会手続きを行い、入会金・事務手数料を支払うものとします。
- 3. 会員は、退会日までに発生、及び退会日以降に発生する当協会への債務の全額を、当協会指定期日までに一括して支払うものとします。

第10条（設備・専用回線等）

- 1. 会員は、本サービスの利用に必要な全ての機器を、自己の責任と負担において準備するものとします。
- 2. 会員は、本サービスの利用に必要な一般又は専用回線を、自己の責任で契約し、費用を負担するものとします。

第11条（本サービスの利用権）

1. 会員は、本規約及び付随する規約、並びに当協会の指示に従って本サービスを利用し、その権利について第三者への譲渡、貸与、使用の許諾はできないものとします。
2. 会員は、合併等の事情により、その業務の同一性、継続性が認められないと判断された場合は、本サービス利用の権利を承継できないものとします。

第12条（本サービスの一時的な中断及び中止）

当協会は次のいずれかに該当すると判断した場合は、会員へ事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断もしくは中止することができるものとします。

- (1) 本サービスにおけるシステムの保守点検を定期的に、または緊急に行う場合。
- (2) 火災、停電等により、本サービスが提供できなくなった場合。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により、本サービスが提供できなくなった場合。
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により、本サービスが提供できなくなった場合。
- (5) 運用上、技術上、その他当協会が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合。

第13条（本サービスの終了）

1. 当協会は、営業上、技術上、または自己都合等の理由により、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。
2. 当協会は、前項により本サービスの全部を終了する場合には、やむを得ない場合を除き、終了の2ヶ月前までに、会員に書面をもってその旨を通知するものとします。

第14条（利用料金等）

1. 会員は、入会にあたり、入会費、年会費等、別の定めによる費用を当協会指定口座に、指定期日までに振り込むものとします。
2. 会員は、システム利用に当たり、システム利用料等、別の定めによる費用を当協会指定口座に、指定期日までに振り込むものとします。
3. 当協会は、適当と判断する方法で事前に通知することにより、会員の承諾を得ることなく、前項に定める入会金・年会費・システム利用料等、及び支払い方法を変更できるものとします。
4. 当協会は、入会及び退会、または本サービスの遅延、中断による利用料金の減額等は一切行わないものとします。
5. 当協会は、一度受領した入会金・年会費、システム利用料等に関して、当協会の責に帰すべき特別な場合を除き、返金を行わないものとします。

第15条（遅延利息）

会員は、当協会の指定する方法でシステム利用料金等が支払われなかった場合、支払い期日の翌日から年14.5%の遅延利息を付し、これを一括して当協会指定期日までに支払うものとします。

第16条（免責事項）

1. 会員は、本サービスを通じて登録・提供する情報等に関して、掲載確認を含む一切の責任を負うものとし、当協会に何ら権利の主張をしないものとします。
2. 会員は、本サービスの利用に関連して、他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合は、当該情報を掲載した、または当該取引に関係した会員が自己の費用と責任で解決するものとし、当協会は一切これと関わらないものとします。
3. 当協会は、会員が本サービスに登録・提供した情報等について、その安全性、正確性、適用性、有用性等について、いかなる保証も行いません。
4. 当協会は、本サービスの利用の有無に関わらず、会員が知り得た個人情報の取り扱いに関して、一

切の責任を負わないものとします。

5. 当協会は、その理由の如何を問わず、本サービスの遅延、中断、中止、及び終了に起因して発生した会員、及び第三者が被った損害について、一切の補償から免責されるものとします。

第17条（個人情報）

1. 会員は、本サービスの利用により知り得た個人情報を、本サービスの利用目的の範囲内で取り扱うものとします。
2. 会員は、本サービスの利用目的以外に個人情報を利用する場合は、個人情報の提供元にその利用目的を通知し、事前に承諾を得なければならないものとします。

第18条（機密保持）

会員および当協会は、本サービスによって知り得たお互いの機密情報ならびに個人情報を、契約期間中の有無に関わらず、他の会員、及び第三者に漏洩してはならないものとします。

第19条（審査及び調査）

1. 当協会は、会員の入会申込み時、及び必要に応じて、宅地建物取引業者名簿など、その他内容についての審査を行います。
2. 当協会は、会員が登録・提供した情報等に関して、調査を行うことができるものとし、会員は、この調査に対して積極的に協力するものとします。

第20条（協議）

本規約に定めのない事項については、関係法令に従う他、会員と当協会が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第21条（準拠法）

本規約及び付随する規約の解釈については、日本国法に準拠するものとします。

第22条（管轄裁判所）

本サービスについて訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

不動産広告発信システムに関する利用規約

第1条（定義）

この規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

- (1)「不動産広告発信システム」とは、WEBサイトらんどろーど内で利用する物件登録・検索システム（以下「本システム」という）及びシステム供給元である株式会社アドパークコミュニケーションズ（以下「システム供給者」といいます）のサーバ及びインターネットサイトからダウンロードされた一切のコンピュータプログラム、データ、文書、印刷物、付属機器を指します。
- (2)「システム供給者」とは、社団法人全国賃貸住宅経営協会 東京本部インターネット事業本部（以下「当協会」といいます）と提携し、不動産広告発信システムを供給するものをいいます。
- (3)「利用者」とは、主たる規約である「会員規約」によりらんどろーど会員と認められたもので且つ、所定の手続きによりシステム利用の申込みを行い、利用の許可を得たものをいいます。

第2条（著作権）

1. 本システムの著作権は、システム供給者に帰属するものとします。
2. システム供給者の電気通信設備に格納され、データベース著作物として再編集加工された情報の利用権ならびに著作権を含む知的所有権その他一切の権利は、システム供給者に単独に帰属するものとします。

第3条（利用権）

システム供給者は、本システムの非独占的使用を利用者に許諾するものとします。これにより生ずる利用権は、利用者が保有するコンピュータシステムにおいて、当該プログラムを使用する場合にのみ有効とします。

第4条（本システム利用の承認）

原則として次の各号の要件を満たす場合に、システム利用を承認するものとします。ただし、利用申込み時の内容によっては、利用を承認しないことがあります。

- (1)らんどろーど会員であること。
- (2)当協会を經由してシステム利用の申込みを行い、システム供給者により承認されたもの。
- (3)当協会及びシステム供給者の判断において特に問題がないと認められること。

第5条（利用者の責任）

1. 利用者は自らの責任にて、「ユーザID」「パスワード」を管理する責を負うものとします。
2. 利用者は、「ユーザID」「パスワード」を第三者へ貸与、譲渡、名義変更等をしてはならないものとします。第三者の不正利用等が判明した場合には、直ちに当協会にその旨連絡するとともに当協会の指示に従うものとします。
3. 「ユーザID」「パスワード」の誤用による損害や、第三者に使用されることによって利用者が被った損害については、当協会及びシステム供給者は一切の責を負わないものとします。
4. 利用者が、サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知される等利用者と第三者との間に紛争に持ち込まれた場合、自己の責任と費用を持って処理解決するものとします。利用者が提供サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とし当協会及びシステム供給者には一切責任がないものとします。
5. 利用者が掲載する情報は、不動産広告規約及び宅地建物取引業法等の抵触する情報を含まないよう、自己の責任において管理するものとし、第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任と費用を持って解決し、当協会及びシステム供給者は一切の責を負わないものとします。

第6条（ユーザーサポート等）

1. 本システムのサポートは、システム供給者が行ない、その時点で提供可能な範囲でお答えします。
2. 前項のサポートは、システム供給者が別途指定する日時においてお答えします。その他の時間帯での受付はお断りする場合があります。
3. 登録された利用者以外の方からシステム供給者への質問などのサービスは一切行いません。

第7条（禁止事項）

1. 複製の禁止...利用者は、当該プログラムの複製をバックアップ以外の目的で行ってはならないものとします。
2. 解析・改造の禁止...利用者は、当該プログラムの解析、変更または改造を行ってはならないものとします。
3. 譲渡・貸与等の禁止...利用者は、当該プログラムとバックアップの為に複製されたもの、及びその一部を、第三者への譲渡・貸与・使用の許諾をしてはならないものとします。
4. 運営の妨げとなる行為の禁止
システム供給者の通信ネットワークへの不正侵入もしくはシステム供給者の通信ネットワークの不正改変等、システム供給者による対象サーバの運営を妨げる行為。
ウィルス・プログラムその他の有害プログラム等の送信または掲載。

第8条（情報の削除）

1. システム供給者は、利用者より削除の指示があった場合、その利用者が登録・提供した情報等を削除できるものとします。
2. システム供給者は、次の各号に該当すると判断した場合、会員が登録、提供した情報等を削除できるものとします。
(ア) 利用者が第7条各号の禁止行為を行った場合
(イ) 本サービスの保守管理上必要である場合
(ウ) 当協会が別途定めた情報の掲載期間が終了した場合
(エ) 当協会が不適切な情報であると判断した場合

第9条（本システム利用の停止）

利用者が、本規約に定める事項に違反した場合は、システム供給者は事前に通知することなく、ただちに本システムに関する利用を停止しができるものとします。

第10条（利用権の喪失）

利用者は、その資格の取消し及び退会と同時に、本システムに関する利用権を喪失し、提供された本システム、複製された媒体と付属品の全てを当協会に返却するものとします。

第11条（本システムの変更）

当協会及びシステム供給者は、利用者に事前に通知することなく、本システムを変更できるものとします。

第12条（賠償請求）

利用者が、本規約に違反して当該プログラムの複製・変更等、又は譲渡・貸与等を行った場合、システム供給者は利用者に対して損害賠償を請求できるものとします。

第13条（免責事項）

当協会及びシステム供給者は、当該プログラムに対し、または利用者が当該プログラムを使用することにより生じた損害に関して、その理由の如何を問わず、一切の補償から免責されるものとします。

以上